

水道工事交通保安施設設置標準図改定箇所

赤字：追記

青字：削除

水道工事交通保安施設設置標準図

川崎市上下水道局

平成 282年14月

1 目的

本書は、水道工事標準仕様書第1編共通編第1章総則「1-1-1-37—1—36 交通安全管理」で定める、標準的な交通保安施設における様式及び標示等を示すものである。なお、本書に定めるもののほか、道路管理者が指示する事項については、これに従うものとする。

2 交通保安施設における準拠基準

道路工事現場における標示施設等の設置基準（昭和37年建設省道発 372号道路局長通達）
道路工事保安施設設置基準（昭和47年2月道路局国道第1課）

3 適用

川崎市上下水道局が発注する工事のうち、平成28—2年4月1日以降、契約する工事に適用する。

目 次

1 交通保安施設設置標準図	
(1) 保安施設標準様式図	1
(2) 保安施設設置標準図	9
(3) 標示板（工事中看板）仕様	21
(4) その他参考図	23

(3) 標示板(工事中看板)仕様

受注者請負人は、工事現場の一般通行人の見やすい場所に、次に仕様に基づく大型の「標示板（工事中看板）」を設置するものとし、図1を標準とする。

- 1) 標示内容は、挨拶文、工事内容、期間(交通上支障を与える実際の期間)、作業時間帯、工事種別、発注者名、電話番号(代表)、監督員名、施工者名、電話番号(本社又は現場事務所)、不在時連絡先、電話番号現場代理人氏名とする。
 - 2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文及び「〇〇水道工事」と記載する工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇〇〇を行っています」等の工事内容及び工事期間については青色文字、その他の文字及び縁について黒色、地は白色とする。
 - 3) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
 - 4) 高輝度反射式又は同等以上とする。
 - 5) 「工事種別」「工事内容」は、工事ごとに監督員の指示による。なお、「工事種別」「工事内容」は、表1「標示板(工事中看板)内容表示例」を参考とする。
 - 6) これによりがたい場合は、監督員と協議のうえ、決定する。

図1 標示板(工事中看板)



表1 標示板(工事中看板)水道工事における工事看板内容表示例

主な工事目的	主な工種等	工事種別	工事内容表示例
水道施設	布設替工事	<u>○○工事</u> <u>(発注工事名)</u> <u>水道工事</u>	水道管の取替を行っています
	布設工事		水道管の新設を行っています
	撤去工事		水道管の撤去を行っています
	更生工事		水道管の更生を行っています
	漏水修理工事		水道管の水漏れをなおしています
	維持工事		水道管の修理を行っています
	支障移設工事		水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事		埋設物の調査を行っています
	点検・保守工事		水道管の点検を行っています
	付帯設備工事		<p>【注1】の【注2】</p> <p>【注1】には、付帯設備を具体的に明記する。</p> <p>例)マンホール、通信設備、制御設備等</p> <p>【注2】には、他工種の表示例に準じて工事内容を明記する。</p> <p>例)「新設を行っています」、「修理を行っています」</p> <p>「点検を行っています」等</p> <p>表示例1：弁栓筐修理の場合 水道用マンホールの修理を行っています</p> <p>表示例2：通信設備修理の場合 水道用通信設備の修理を行っています</p>
道路復旧	舗装復旧工事	<u>○○工事</u> <u>(発注工事名)</u>	水道管の埋設跡の復旧を行っています
	道路標示復旧工事		水道管の埋設跡の復旧を行っています
その他	緊急工事	水道工事	緊急で【注3】 *【注3】には、他工種の表示例に準じて明記する。
	場内工事等	場内工事	上記表示例に準じる。

* 1 上記は、表示例であり、適宜現場の状況に応じた表現を用いる。

* 2 上記は、路上工事における表示例であり、局用地内等において施工する工事は、これに準じて適宜現場の状況に応じた表現を用いる。